



シンポジウム

「慰安婦」問題再考

「右」から「左」まで一緒に議論しよう

昨年12月6日、シンポジウム「『慰安婦』問題再考」が東京都目黒区の東京工業大学で開かれた（主催・東京工業大学JCプロジェクト実行委員会、朝日カルチャーセンター）。シンポでは、元慰安婦の方々に「償い事業」を実施した財団法人「女性のためのアジア平和国民基金」（以下、基金と略称）のあり方を含め様々な議論が展開された。各パネリストの問題提起と討論の要旨を紹介する。



実際の望み得る 最大限と判断

大沼保昭 東京大学教授(国際法)

おおぬま やすあき 一九四六年生まれ。東京大学法学部卒。「女性のためのアジア平和国民基金」呼びかけ人・理事。

このシンポジウムの意味は、これだけ違った立場の人が集まってそれぞれの意見を皆さんに提示し、自己の立場を相対化した上で、今後「慰安婦」問題にどうかかわっていくかを考えることにあります。慰安婦問題とは何だったのか、日本政府、基金、支援団体、メディアなど、様々な主体の解決の努力はどういう意義と問題性を持っていたのか。こうした問題を皆さんとともに考えて、次の世代に伝えていきたい。

まず、事実として「慰安婦」と言われる問題はどういうものだったのか。この点については、「慰安婦」という存在がなかった「強制の要素が全くなかった」、あるいは「すべて強制だった」という極端な意見が誤りであることは、今日の段階ではこれまでの実証研究の積み重ねや裁判における事実認定を通じて明らかにされていると思います。強制的に慰安婦にさせられた人もいましたが、それは比較的少数であって、だま

されて連れていかれたケースが多かった。また慰安所に連れていかれた後、そこから逃げ出すのは非常に困難だった。

二番目は評価の問題。

戦争は大規模な人権侵害です。日本は第二次大戦で一千万以上の外国の人を殺したと思われ、日本国民の犠牲も約三百万人いる。そういう中で、な

財団法人「女性のための アジア平和国民基金」

1995年、村山富市内閣の時に設立された。「償い事業」は、①国民からの募金によって元慰安婦の方1人に200万円の「償い金」を支払う②深いおわびと反省の気持ちを表す総理の手紙を届ける③医療福祉支援事業を実施する——などの柱で構成。主要事業の期間は5年間で、韓国などの事業は2002年9月に一応終了した。

ぜ、「慰安婦」の問題だけを強く取り上げるのかという問題があります。もう一つは、当時の基準でおそらくやむを得なかったという時代感覚がある中で行われた行為を、今日我々が事後的に裁くことができるのか、特に刑事責任を追及できるのかという問題があります。さらに難しいのは、戦後日本は平和条約や国交正常化協定を結んで、戦争や植民地支配に伴う問題を解決してきた。慰安婦問題もそこで解決されたのではないか。日本政府も韓国政府など被害者の国もほぼそういう立場を取っている。私は必ずしもこういう解釈を取るべきではないと思いますが、現実には日本の裁判所で裁判で争っても勝てないだろうと私は九五五年の時点で判断しましたし、そ

の予想は残念ながら当たっていた。

この問題は第三に、それでは九〇年代の時点で我々はどうすべきだったのか、今後どうすべきなのかという問題につながっていく。私は率直に申し上げて、日本の市民運動の力量に楽観的な認識をもつことができませんでした。村山内閣以上に積極的な問題解決に取り組む内閣が将来できるとも思えなかった。九五年の時点で、総理のお詫びの手紙、国民の償い金、日本政府が事実上の補償という形で出す医療福祉支援、歴史認識の確立という四点は、我々が実際に望み得る最大限であったという判断がありました。

そのことは四番目に私の市民運動に対する批判にもつながります。市民運動の側では「基金つぶし」という形の運動が行われて、メディアも大方はそれに走りました。基金が様々な問題を抱えていてそこに限界があったことは確かですけれども、運動の側にも同じくらい大きな問題があって、そのことの自己批判がなければ将来の市民運動はまた同じ誤りを犯すのではないか。

最後に、基金は、国家の一員としての国民と政府が、過去の日本の過ちへの責任をそれぞれの立場で認め、共に償いの主体となるという、公共性の新たな形の模索でした。その意味が十分理解されなかった。これはむしろ基金の責任でもあるけれど、そうした理解を拒んだ支援団体やメディアの問題でもある。その点も提起しておきたい。

枠の中で最大限内容を拡大した

和田春樹 東京大学名誉教授

わだ はるき 一九三八年生まれ。東京大学文学部卒。
「女性のためのアジア平和国民基金」呼びかけ人・理事。

基金は、民間の団体という位置づけもありますが、基本的に言えば政府の決定に基づいて作られた組織で、事実上政府のもとにある機関ということであつたと思います。そこに入りました市民たちがやったことは、その枠の中で最大限に内容を拡大するということと、その思想をできるだけ明確化することでした。基金が始まってから決定したことは、まず最初に名称の問題がありました。政府案では「友好基金」というふうになっていました。呼びかけ人全員がこれを望みませんで、「国民基金」というふうに変わったわけです。英語にすれば「ナショナルファンド」というふうになる。そこに国家補償派の偽い夢^{はかな}があつたということかもしれません。それから八月十五日の全国五紙に一面広告を出したわけですが、これには一億数千万円かかりました。それを推進した私の気持ちは「一度^{ひとたび}これを始めたら政府は決して逃げてはならない」という意味で、政府が逃げないために保証の金を積んでもらうというつもりでした。

国民の皆さんからいただく償い金と政府資金による医療福

祉支援の扱いについてですが、当初の政府案ではこの医療福祉支援の説明が非常に曖昧で弱いものでした。私たちは医療福祉支援を重視しましたので、国民からの償い金と政府の医療福祉支援と両方合わせて「国民的償い」の事業とすることを強力に主張しました。スタートは当面、フィリピン、韓国、台湾を対象とすると決めて、フィリピンについては医療福祉支援は百二十万円相当、韓国・台湾は三百万円相当となったわけです。韓国・台湾のNGOはこの基金に強く反対し、実施についても反対しました。しかし、フィリピンのNGOは国家補償を求めていましたが、「老齢の被害者がこの基金を受け取りたいというならば援助する」という態度を取ってくれたというところが非常に特筆すべきことだったと思います。フィリピンでは申請して認定された人は百パーセント受給しています。オランダも方式は違いますが、申請して認定された人は百パーセント、生存被害者の九割以上が受給しています。

残された問題ですが、私が考えるところでは、韓国・台湾で受給した被害者に対する社会的認知が得られていない。これらの人びとが受け取ったことはそれで仕方がない、あるいはそれで良いというふうに社会的認知を得ることは最低限必要なことではないかと思えます。二番目は、韓国・台湾では認定被害者の過半が事業を受け入れなかったというのをどう考えるかという問題で、これに対しては日本政府としてし

っかりした態度表明が必要ではないでしょうか。三番目には、被害者がいることが知られている中国やマレーシア、ミクロネシアに対して、いま事業を実施しないことになっていきますが、なぜそうなっているのかということについて政府は改めて確認し公表する必要があるのではないか。四番目には、北朝鮮に対しては先般の「日朝平壤宣言」によって請求権を放棄した上で経済協力を行うという方式、基本的には日韓条約と同じような方式で実施することになりました。そうなりますと、日韓条約にプラスして基金の事業を慰安婦に対して実施した韓国と同じ扱いをする必要が少なくともある。そうすると「平壤宣言」の経済協力にプラスして基金の事業を平壤の二百人の慰安婦の人たちに対して実施する用意があるということを、日本政府として表明しないと不公平ではないか。最後に、広く視野を取って考えると、フィリピンのような、戦場の兵士が女性を連れてきて兵営に閉じ込めて連続レイプしたというケースは中国で非常に顕著に見られる点です。フィリピンではそういう人たちに対して支給をして、中国には支給しないということは明らかなるアンバランスである。それから同じインドネシアの地において被害を受けたオランダ人の被害者に対しては個人に対する償いを実施していますが、インドネシア人の被害者に対しては行っていない。中国、インドネシアでは被害者が名乗り出て補償を要求しているという状況のもとで、このようなアンバランスな取り扱いのまま

基金は失敗した

荒井信一 「日本の戦争責任資料センター」共同代表

あらい しんいち 一九二六年生まれ。東京大学文学部卒。
茨城大学人文学部長、駿河大学教授などを経て現職。

基金は失敗した、そこから我々はどういう教訓を得て活動していくか。簡単に言いますとそれが私の前提です。基金が失敗したという理由は、過半数が償い金を受け取っていない、被害者の多数が受け入れていないという事実を一つだけ挙げておきます。

それに今まであまり問題にされていないんですが、一九七〇年代から八〇年代に日本政府が戦後処理問題を扱った。そのグランドデザインを確認しておく必要がある。一つは、国と国との間の問題としては国家賠償の問題があります。これについては最後の賠償支払いが七七年で、戦争賠償は二国間条約で解決済みだ、こういう枠組みができてきます。もう一つは、国内で戦争被害を受けた人への補償問題です。日本政府の補償には大前提があって、国家との契約のあった人には手厚く支払う、これは戦没者遺族であるとか軍人恩給、この線です。それ以外の人びとに関しては簡単に言えば戦争によ

る苦難・苦痛を等しく受忍しろという受忍の論理です。そして中曽根内閣の時に「戦後処理問題懇談会」を設けて、国内において補償すべき対象は残っているのかという検討をした。

その結論が「もはやこれ以上国において措置すべきものはない。もう戦後処理は終わった」と。その後、大きな歴史の転換がありましたけれども、官僚というのはいわば先例主義でやっていくので、このグランドデザインが周りの状況と全く関係なしに官僚的戦後処理の前提として残ってくる。従って政策的にはこの枠組みの隙間を狙って何かやっていくという以外に現実的な選択肢がないという形になります。ところが具体的な解決を迫られる問題が出てきて、そういう中で慰安婦問題が再定義されてきます。

好ましいのは立法解決でしたが、そこには壁がありました。従軍慰安婦問題については外務省、つまり日本政府は「法的にはもう解決済みだ」と言っている。条約の締結権を持つている政府が法的にはもう解決済みだと言っているのに、例えば国会で立法する、これは国会が政府の権限を侵すことにならないか、あるいは憲法上問題があるのではないかという問題がつきまとっていたわけです。

ところが立法運動が可能になった一つの非常に大きな経過は、この壁が突破できたということです。九九年九月八日、参議院決算委員会での当時の野中官房長官が「過ぐる大戦の賠償並びに財産及び請求権の問題についてはサンフランシスコ



会場では約120人の観客が白熱した議論を見守った

平和条約や二国間の平和条約、さらにその他の関連する条約等に従って誠実に対応してきたところ。これらの条約等を含めどのような措置をとるかはこの条約等が規定している問題ではないと考えられる。ですから立法措置をとっても憲法上の問題を生じさせることはない」ということで、これにより官僚主義的な戦後処理の壁がクリアできたわけです。ここから立法運動というものがいわば日程に上がってくる、

一つの展望が出てきたということがあります。

それからもう一つ、同じ頃に、これは後に高裁で棄却されますけれども、慰安婦裁判について山口地裁下関支部が「慰安婦問題というのは日本国憲法の根幹にかかわる重大人権侵害だ」ということを言い、そして細かい法理は略しますけれども「立法を行うのは国会の憲法上の義務だ」という判決まで下した。ここから立法運動によって解決を求めていくという動きが現実的な選択肢になった。その場合にやはり基金は一つの先行した大変貴重な例です。基金のいわば失敗、あるいはそこから歴史の教訓をくみとりながら立法運動をやっていくということ。現在、国会に野党三党の共同提案で「戦時性的強制被害者問題解決促進法案」が提出されています。そして私は、この立法ができれば基金に善意を寄せてくれた人びとの気持ちも十分生かされるのではないかと考えています。

政治リアリズムが生んだねじれ

上野千鶴子 東京大学教授(社会学、女性学)

うえの ちづこ 一九四八年生まれ。京都大学文学部卒。
米シカゴ大学客員研究員、京都精華大学教授などを経て現職。

私のテーマは「基金の総決算」というものです。基金はスタートからのねじれを抱えていました。それは国内向けには

民間基金、国外向けには政府基金という玉虫色の解決を採用したからです。政府出資と民間募金の組み合わせと言いますが、「償い金」の名前で出ているお金は民間募金から出されており、国庫からは出さないといったエクスキューズを、政府が国内反対派向けに使ってきました。ここで一番肝心なのは、誰がこれを求めたのかということです。被害者がすでに要求を日本政府に突きつけていたのに対して、被害者の要求と差し出されたものの間に出発点から決定的なずれがありました。ここははっきり申し上げなければいけない。基金が失敗だったというもう一つの理由は、何よりも二次被害が発生したからです。支援団体の反対を押し切る形で償い事業は実施されましたが、結果としては被害者の分断をもたらし、支援者の間に混乱をもちこみ、さらに「ダーティー・マネー」となってしまった償い金を受け取った被害者をさらなる沈黙に追い込むという二次被害を作ってしまった。結果として基金は自らのやることを非公然化せざるを得ず、隠密行動で被害者に接触し、その結果、被害者の間と支援団体の中でさらなる猜疑と混乱のスパイラルを生み出すに至りました。

基金の政治的決算に関しては、私たちは今日、この基金は「ないよりまし」な政治的な決断だったのか、それよりも「なかったほうがまし」だったのかという厳しい評価の分岐点に立たされています。「村山政権が成立したという戦後政治の稀有な政治的な好機の一瞬を突いて出来上がった決断であり、

す。しかしながらその気持ちが行き場を失い、その善意は着地点を失って混迷しました。そこには金による解決を禁じ手とした市民団体側の多様性の排除と、目的の限定という原因もあったと思います。

私がここに出てまいりましたのは、基金を支えてきた和田先生を始めとする、戦後日本の良心ともいべき理事の方たちに対する、やむことのない敬意からです。基金の理事の方たちは、一人ひとりの誠実な善意から基金にかかわり、持ち出しで時間とエネルギーを費やし、言うに言えないつらい思いをなさり、その上ご自身がなしたことについて他人に言いつて誇ることさえできない立場に追いやられました。この戦後日本の良心というべき人びとがこのようなねじれに巻き込まれ、戦後政治の一つの失敗を自らの汚点として引き受けなければならなかった事態は、私たちすべてに重い問いとして突きつけられていると思います。

日本は愚劣な国家ではない

日下公人 東京財団会長

くさか きみんど 一九三〇年生まれ。
東京大学卒。日本長期信用銀行取締役などを経て現職。

基金の方はいろいろ難しいことをおっしゃいましたけど、結局「日本国民は金を出せ」、それから「一緒に謝ろう」とい

それ以前にもそれ以後にも可能性がなかった」という政治リアリズムには、その後の政治的保守化の現実を見れば、残念ながら根拠があったと認めざるをえません。しかしながらどのような政治的な判断も、意図の論理ではなく、結果の論理で判断されなければなりません。確かに事業は地域によって成功したかもしれません。しかしもう一度ここで問いかけましょう。被害者が償い金を拒否するという事態は本当に予想を超えていたのか。反対派はこれを予想しておりました。だとしたらこの予想をつかみ損ねたということ自体が、被害当事者および支援団体の状況把握が弱かったとは言えないでしょうか。

この事態を例えてみれば、こういうことではないでしょうか。「おなががすいたから食べ物ほしい」と言っている人に、毒まんじゅうを与え、食べないと「私の善意が受け取れないのか」と怒る。「毒が入っているから食べられない」と言い、実際、食あたりを起こす人が出てくると「私は知らなかった。予想を超えていた」というふうに言うが、もしそこで実際に食中毒が起きたとしたら、この事態に対して責任を取るべきは誰でしょうか。募金応募に応じた人も応じなかった人たちも引き裂かれました。九一年の時点で、慰安婦の方たちの証言は日本の中に大きな衝撃をもたらしました。私は市民運動の側におりましたから「あの人たちのために何かをしてあげたい」という気持ちが沸点に達していたことを記憶していま

う呼びかけだったんです。それには「実際こういうことがあったんだ」と教えてもらいたいのが、それを聞くと、「いやそれは官房長官が認めている」とか、「裁判所が認めた」とか、「国際なんとか会議でこうだった」と言われる。私、そういうのは全部信用しません。判決が下ったからって、学者が「判決が下っているからそう決まっている」、そんなことを言っちゃいけませんよね。「日本国家はそんな愚劣な国家ではない。日本の男はもっとちゃんとしていたはずだ。そう十把一からげに言わないでもらいたい。言うんなら証拠を出してもらいたい」というのが私の気持ちです。

問題は国家の行為かどうか、であって、「強制された」と女性性が言う。誰が強制したんですか、日本国家がしたんですか、日本軍がしたんですか。あるいはそのへんの巡査がしたんですかという、そんな証拠はどこからも出てこない。出ないはずですね。それは韓国の民間人がしたに決まっているわけです。当時の社会事情と経済事情ですが、韓国は数百年間大変な身分社会で、また貧富の差があった。そこで、日本国内でも同じですが、父親が前借りをして娘が働いてそれを返済すれば自由ですから、娘さんには希望があった。それから親に育ててもらった恩返しをしているという誇りがあった。返済不能なほど貸す業者はありませんから返済は容易でした。これが忘れられている。希望と誇りがあれば強制はそれほど必要

ありません。また、売春は違法ではありませんでした。何でも軍がしたというが、軍というのは官僚組織の塊ですから、何をするにも文書がある、命令がある。「この命令は誰に宛てたものだ」という発令者と受令者が絶対書いてある。それは記録が必ず残っている。制度には必ず根拠があるわけで「従軍慰安婦」なんて書いた文書は絶対どこからも出てこない。そんな制度はありませんから。そんなに日本を野蛮国だと思わないでください。

そこでもう一つ区別したいのは、フィリピンや中国で女性を引きずり込んで監禁してみんなレイプしたという話を聞いて、信じてお帰りになったんでしようが、それは日本国がやったことか、フィリピンの駐屯軍司令官が命じてやらせたことか、たまたまその村に駐屯していた三十人か四十人の小隊とか中隊がやったことか、あるいは小隊長や中隊長は知らない間に五人か十人の兵がしたことか。それは組織ではないんですよ。陸軍刑法というのがありまして「陸軍刑法第八八条の二 戦地または帝国軍の占領地において婦女を強姦したる者は無期または一年以上の懲役に処す」と書いてあるわけです。日本陸軍はそれだけの秩序を持っていたわけですね。個人犯罪をすぐ日本国家の犯罪にまで広げるのは国家に対する名誉棄損だと私は思っている。だからそこは慎重にやってもらいたい。

男性の尊厳について発言する人がいないから、私はきょう

トライトが当たって大きな問題になるわけなんです。

それにはおそらく、過去の事実が新たに見つかったというよりも、現在の我々が変化したということが大きい。具体的に言うと、戦後日本社会のモラルが変化した。例えば赤線があつて、売春が合法であつた時代からずいぶんいろいろ経て、普通の人の性モラルや性行動がだいぶ変わってきた。またアジアの諸国では民主化やナショナリズムが進んで、日本との過去を見直して自分たちの尊厳を取り戻したいという強い動機が生まれた。さらに、冷戦が終わって、過去の歴史をもう一回ほじくり返しても安全保障の面で国益を損なわなくて済むようになった。そういう状況の変化があるのかなと思います。

もうひとつ考えるべきなのは、この慰安婦の問題は戦争の問題なのか、人道・人権、女性の尊厳の問題なのか。実は両方の側面があつて、曖昧な、どちらの考え方でアプローチするかということも大変難しい問題だということがあります。三番目に、被害があつたのなら補償、つまりお詫びでお金を出すとか、謝罪をするということになるんですが、この補償に関しても非常に難しい。個人補償をするのが一番望ましい方法だとかに考えても、慰安婦だった個人を特定しない限り補償ができないわけです。「何丁目何番地の誰それさんは慰安婦でしたね。ですからお金を届けます」ということでは、その事実が周囲の人の知るところになる。耐えられない苦痛

はそれを言いに来たんです。事実是一体何なんだということをまず知りたい。いままでのところ国家による強制の事実を私に教えてくれた人はいません。もうちょっと男性の尊厳とか日本国家の名誉とかを考えた上で慎重にやっていた良かったというのが私の言いたいことでございます。

どれぐらいのウェートの問題か

橋爪大三郎 東京工業大学教授(社会学)

はじめ だいさぶろう 一九四八年生まれ。
東京大学文学部卒。東京工業大学助教授を経て現職。

慰安婦の問題を、過去の戦争の中の慰安婦というふうに考えてみます。

戦争というのは非常に悲惨な出来事で、多くの人びとが不意なまま命を失ったり、人権を奪われたりする。百万人、場合によると一千万人という単位で被害や苦痛を受ける人びとが生まれる。そこには様々な語り切れないエピソードがあるんですけど、その中で慰安婦という存在が一体どれぐらいのウェートを持つ問題なんだろう。戦後処理の文献をいろいろずっと見ていきますと、戦争直後、戦勝国側も敗戦国側もこういうことはほとんど問題にしていまません。平和条約、独立の時にもほとんど問題になりません。それからずうっと経過して、八〇年代も末ぐらいになって急に慰安婦にスポッ

です。これは女性基金だからじゃなくて、かりに日本国が政府主導の基金を作るなり外務省や厚生労働省が直接この事業を行おうとしても同じか、それ以上の問題が起こります。

補償する主体も問題で、運動側の方は国が補償しないといけないという。ところが法律や条約の枠組みで国が補償できない。となると、国が関与するようないような玉虫色の補償になる。基金の事務費や裏方は全部国がやって税金を出すんですけど、渡すお金に関しては民間で集めたお金だけを渡す。こういう抱き合わせになっているんです。これはそのもともとの慰安の施設、軍があつて軍の目的のためにサービスをするんだけどサービスをする主体は民間で、民間の女性を連れてくるという、この玉虫色ぶりとちょうど見合った解決になっている。そこには何か必然性があるような気がします。

四番目に、慰安婦の現実をルポルタージュなどで知れば知るほど「本人に責任がないのにこんなにひどい人生を送って」といろいろこみ上げるものがあります。誰かが悪いにちがいない。じゃ、悪いのは誰なんだ。とにかく誰かが悪いはずなので、自分はそれを非難する側に回る、こういうこともまたきわめて容易なんですから、これが一体何かプラスをもたらしているのか。結局これは、謝れば相手の人間との関係をうまく取り繕うことができて、自分はいいい人だと思えるというエゴイズムとそんなに区別がつかないような気がして、非常に難しい問題だというふうに思います。



シンポジウムは約3時間半に及んだ

橋爪 最初に今日のオーガナイザーである大沼先生に論点を整理していただきたいと思います。

大沼 第一は、事実について。日下さんから「国家の強制」について強い反対のご意見がありました。そこを議論した上で、過去にあった事実を現在どのように評価することができなのか、またすべきなのか。平和条約や国交正常化条約では問題にならなかったことが九〇年代以降、フェミニズム、民主化、ナショナリズムの高まりなどから大きな問題になって

為を下つ端の将兵が勝手にやったとしても、そのことから実際に引き起こされる損害に対しては、一体、軍が責任を持つのでしょうか、持たないのでしょうか。

日下 先ほど上野さんには個人的にお答えしたんですけど、さらに答えるチャンスをご覧くださいましてありがとうございます。従軍慰安婦だった女性に会ったことはありませんし、話を聞いたこともありません。先ほど上野さんは、軍の監視下、監督下、コントロール下で売春を強制されたと言っている証言がたくさん印刷物にあるから読みなさいというお言葉でしたよね。その時私が重ねて質問したのは、軍の監視とか監督とか強制はどの程度のものであったかということをやんとわかっていて証言しているような賢い女性がいたのなら読みますからぜひ私の方に回してください。というのは軍隊というのはどんなに規則でがんじがらめであったかということ。今の人は知らないからなんです。例えば、看板に「海軍青島慰安所」って書いてあったかもしれないんですが、それは民間業者の営業所で、海軍とあるのは兵隊同士の紛争防止のため陸軍と海軍が縄張りを決めたんですね。そういうことまで区別がつく女性はいないだろうなあと思っているんです。次に損害の償い方法についてですが、それはぜひ調べて教えてください。アメリカ兵にレイプされたたくさんの日本女性が知りましたかと思っています。

和田 軍がどのように関係していたかということにつきまし

きた。後で評価が変わってきたことをどう考えるか。二番目は、基金をどう評価するか。第三は、基金を作らなかったとしたらどういう解決がありえたのか。基金を作ることによって様々なネガティブな面があったことは荒井さんと上野さんから指摘があつて、和田さんも私も一定程度それを認める。他方、基金は合計三百六十四名の被害者の方々に償い金と総理のおわびの手紙をお渡しして、医療福祉支援をしてきた。被害者の境遇や思いは多様ですけれども、実際の生活の点で助かった人、総理の手紙を非常に喜んでくれた人もおられたわけです。基金を作らなかったとしたら一体どういう具体的な選択肢がありえたのか。基金ができてしまった現実を踏まえ、これからどういうふうに考えていけばいいのか。

上野 日下さんに質問したいのですが、裁判で事実認定が行われているからそれを信用するという単純なことは私も言うておりません。何が起きたかについては何よりも、「私はこんな経験をした」という被害当事者の証言が最優先されるべきだと思いますが、それについては日下さんはまったく触れられませんでした。本当に何があつたかを関係者にいろいろ聞いてまわつたとおっしゃるぐらいだから、当事者にお聞きになつたり、あるいは当事者の証言をお読みになつたかと思いますが、被害者本人が軍の監視下における強制性労働を受けたと証言していることについてどうお考えになるのでしょうか。二つめは、強姦をだれがやったか。かりに軍律違反の行

てはいろいろな議論があるんですが、軍が、慰安所を設置するということを進めし、それを指導もしたし援助もしたし監督もしたということは、やはり動かしがたい事実であると思ひます。

日下 直営でないという意味で、賛成です。

大沼 例えばフィリピンで元慰安婦の認定というのは非常に大変な仕事で、日本人は政府であれNGOであれその仕事はできない。フィリピンでは償い金は二百万円、医療・福祉金は百二十万円で合計三百二十万円です。フィリピンの場合、日本よりも物価水準はるかに低いですから、フィリピン人にとっては巨額のお金になって、実際にもらった人には家を建ててさらにおこづかいが残つたという人も少なくない。そうするとお金がはしくてうそをついて「自分は慰安婦だった」と申請する人だつて世の中にはいる。それをフィリピン政府は大変な努力と調査を重ねて「あなたは慰安婦だった」「いや、あなたは慰安婦ではなかった」と認定している。時期によって違いますけれども、半分ぐらいは(申請を)はねられてる人がいる。日下さんが「日本はそんなに不名誉な国であるはずはなかった」と思いたい気持ちにはわかるにしても、そういう広範な事実認定が政府やいろいろな研究や裁判でなされているということをお認めないと、議論の出発点が成り立たない。

日下 違います。そこで皆さんは国家が関与したから国民は

金を出せとおっしゃったんです。そのところで話が違ってくる。事実認定は評論家や学者がいろいろすればいい。だけど国家に責任があるかどうかということなんです。フィリピンの女性が慰安婦だったということは日本国家が強制したんですか。建物は建てたとか募集をしたとか言われるが、だれどやってきた人がみんな任意なら別に国家は関係ないでしょう。

大沼 これも多くの研究の蓄積があつて、多様なケースがあつたことが明らかにされている。多くの場合はだまされていった。日下さんは軍隊は形式主義だとおっしゃいますが、すべて文書で上官が下士官や兵隊にやらせていたというのはうそですね。そんなことはありえない。上官の威令で、実際上、意向を体して下の者がやっていたという例は無数にある。そういう形で慰安所の設置運営が行われていた。そういう意味で国家の関与、軍の関与は明らかにあつた。

日下 じゃあ、法的責任は日本にないわけですね。「事実上」とおっしゃらずに事実を見つけてください。

橋爪 ちょっとクリンチ状態になっていきますね。この論争は古い論争で、いろいろな書物に十分両方のお立場が書いてあると思うので、ここでこれ以上やってもしょうがないと思う。私なりに整理しますと、事実上、軍が占領地で支配したり管理したりしているのは当たり前で、売春以外のものもすべてそういうふう管理していたわけだから、慰安所も管理して

と思うんですが、事実の問題というよりも態度の問題として、基金をどう総括するか。

荒井 作らないでという選択肢があり得たかという提起は、我々も一部に参加して作っている歴史の重荷を回避することにならないか。基金が九五年にできて最近まで活動してきたというのは歴史の事実としてあつて、それ以外に何があつたかということは頭の体操として考えることはいいかもしれませんが、私はあまり意味はないだろうと思います。結局、被害者の過半数が基金政策を受け入れなかった。その結果から判断しても、やっぱり基金は根本的解決ができなかったんじゃないか。それからもう一つは、このへんが非常に微妙なところなんです。いわば見切り発車をしたと。つまり村山社会党首班政権の時でなければできなかったという話はその通りだと思いますが、その時でなければということでもかなり必要な手続きを略したのではないか。本質的に重要なのは、やはり被害者と被害国の対話でこれを抜きに行われた。

上野 「限界はあつたが一定の存在意義があつた」というか、それとも「失敗だつた」というか、関係者の方のご尽力に対して失敗というのは厳しい言い方だというのはよくわかっています。けれども私の基本的な立場はこうです。被害者がまづいらつしやる。被害者が何を要求していらいつしやるかは、ご本人たちがそれをはっきり言っておられましたので、その時点までには明示的でした。被害者の要求に対して基金がや

いたんでしよう。しかし問題は強制性ですね。「お前は売春をしない」とか「慰安婦にならなさい」という形で軍あるいは国家の意思が直接関与したか、国家にこの問題について責任があつたかどうかということをおそらく日下先生は問題にされている。その明白な証拠がないではないかという議論は、まだ生きている議論だと思うんですね。

上野 一番基本になるはずの当事者証言に皆さんあまりお触れにならないのが私は不思議で仕方がないんです。ご本人たちが「強制があつた」とおっしゃっている事実をどのように受けとめられるのでしょうか。任意であつたという議論が繰り返してきますが、ご本人がそれを否認しておられるという一番の原点、そこからすべての問題は始まったということをお忘れにならないでください。

日下 ご本人は「自分が進んでやった」とはそれは言わないでしょう。「強制された」と言うでしょう。そう言わなければ自分の親戚全部に迷惑がかかりますからね。

上野 いまのご発言はご本人がうそつきだとおっしゃつたのと同じことになります。それだけ申し上げておきます。

日下 はい、そうです。

橋爪 うそをついた方もいらつしやるし、うそをつかなかつた方もいらつしやるのとまとめさせていただきます。二番目のトピックは基金の評価にかかわる問題です。具体的に限界や問題があつたということについては皆さん比較的一致してい

ったことは、当事者の要求を差し置いて、被害者にとって何が良いだろうかを日本側で考えたということになります。たとえ、それが精いっぱいだという国内条件があつたとしても、被害者に差し出されたものは、要求したものとは違うものだった。ここが一番のねじれの出発点でした。和田さんは以前、「政治的な行為というものは合格点を取れる事業でなければならぬ」とおっしゃつたことがあります。私はその場で直ちに申し上げました。「その合格点は誰が出すのですか」。それは私たちではありません。誰よりも被害者の方の判定が最優先されるべきだと思います。もし日本側が考えた事業に対して日本側が合格点を出すなら、私たちはふつうこれを「自己満足」と呼ぶのです。

大沼 私が上野さんの言説に違和感を感じるのは、荒井さんのもそうですけれども、「ザ・慰安婦」なんですね。元「慰安婦」の方々は決して一枚岩ではない。お金がほしい方、医療福祉を求める方も大勢いたのに、支援団体は「基金はダメ」といって、それを抑えつけた。そうした独善性を自己批判しない限りは市民運動の将来はないのではないか。観念的な批判はいくらもできるけど、九五年の時点での判断は今でも正しかったと思わざるを得ません。「失敗」とおっしゃるけど、「誰から見て」失敗なのか。

和田 この基金を受け入れるという時に、これが非常に良いものであるとか、これによって問題が理想的に解決できると

か、こういう解決が一番望ましいというようなことはもちろん思っていない。被害者が望んでいるものとは違うので、すから被害者の拒否は当然予想していた。これははっきりしています。いま日本の総体として出せるものがおそらくここがぎりぎりだろうから、これで受け取るという人がいたら受け取ってもらいたい、という気持ちでした。ですからぜひとも受け取ってほしいとか、受け取る人の人数をどんどん増やさなければならぬという気持ちはなかった。やはり被害者の要望というのは大きいわけで、韓国・台湾で被害者の過半が受け取っていないということは、問題が済んだということにはならないんじゃないかという気持ちを持っています。

橋爪 上野先生が「被害者の観点を非常に重視すべきだ」と言うのは非常に重要な点です。ただ注意すべき点がいくつかあって、一つは、上野さんは基金を毒まんじゅうとおっしゃいましたが、被害者にとって百パーセントの解決でない場合、被害者の人が受け取るかどうかは被害者の人が決めればいいと思うんです。そうでない市民団体が「これは理想の解決ではないので被害者の人は受け取らないでください」とか「受け取らないのがいい」とか「受け取ってはいけない」ということになってきますと、これは被害者を中心にした視点からいうと良い市民運動なのか、それとも批判すべき市民運動なのかというのが気になります。

上野 先ほどから大沼さん及び橋爪さんから「ザ・慰安婦」

えません。

上野 一体この事業の着地点は何なのか。何のために私たちがここでこんなことを議論しなければいけないかというところ、戦争で迷惑をおかけしたアジア諸国との未来志向型の関係を築くためであって、そのためには正式謝罪と補償をやった方が日本の保守政権にとってさえ得策であるというのが私の立場です。

最後に私が言い漏らしたことを一言付け加えさせてください。「個人賠償権の確立」ということについてです。いま私が被害者の方たちの動きに非常に熱い共感と支持を持っていますのは、この方たちが個人賠償権を求めて闘っておられるからです。これは国際法令の先例にもないわけですが、もし個人賠償権というものが認められれば、日韓条約で国家間賠償は解決済みという考え方が通用しないことになります。私の利益は国家によって代表されないから私の請求権はなくなるんじゃないという、まったく新しい国際法上の法理を開くことになるかと思っています。この法理をもって、例えばアフガニスタンやイラクにおける米軍の軍事侵略が引き起こした様々な人的被害に対していちいち個人賠償を請求するとしましよう。航空機事故による人命の損害賠償額は二億円ともいわれます。一人ひとりが二億円ぐらいの額をアメリカ政府や日本政府に要求していくとなれば、これは膨大な請求額になる。最終的にはこういう個人賠償権を通じ、戦争は高くつくということ

というか「ザ・被害者」を一枚岩化して見ているのではないかと。というご批判がありますが、私は市民団体あるいは支援グループも被害者も一枚岩ではないということをよく存じております。かつ、被害者と目される方たちも、日下さんによる揚げ足取りが可能のような多様性を持っているということを十二分に承知しております。だとすれば、選択肢の多様性があればそれでよいということになるかもしれませんが、基金によって与えられた選択肢は、筋の通らないお金を受け取るか受け取らないかという二つに一つの選択肢でした。二つに一つの選択肢を最初に作り出した側が、それに対する混乱を二次的に引き起こしたわけですから、少なくともその状況を作った側は批判を慎んでいただくべきだというのが私の立場です。これも私は痛恨込めて申しますが、この慰安婦問題が国民的な問題になったのは、金学順^{キムハクスン}さんをはじめ被害当事者の方たちが、人格を持って顔と名前を出し、私たちの前に登場してからのことでした。そのことによってしかこの問題が衝撃を持ち得なかったという、証人と証言の持つ意味をぜひお忘れにならないでください。

大沼 毒まんじゅうだと思った人もいるでしょうが、韓国の市民運動の指導者から吹き込まれてそう思い込まされた元慰安婦の方々もいます。韓国の支援団体の言っていることがすべて正しく、負い目のある基金の方は反論すべきでないというのは、市民運動をスポイルするもので、健全なものとはい

を、とことん国家という主体に学んでもらう必要があります。橋爪 慰安婦問題の事業にはいろいろな目的があると思います。一つはもちろん慰安婦の方々に実質的な償いを行うことなんです。より広い文脈で見ると、日本が近隣諸国と戦って大きな傷を残している。そして十分正常な関係には戻っていないという、歴史の問題があります。これは、慰安婦問題に関心があってもなくても誰もが感じていることで、ただ時間が解決するのを待つというのではなく、何かの形で主体的に乗り越えていかなければ次の時代に進めないという切迫感みたいなものは、立場を超えて共有されていると思うんです。ではこの慰安婦問題ではどういうふうにも主導力が発揮できたか。市民としていうと、残念ながらいま一つだなという感じをぬぐいきれない。一人ひとりの人間は政府や国家と関係がなくて対立していればいいのだろうか。政府は謝ってお金を出し、市民運動の方は立派なことをしたので誇りを取り戻す、というようなことではないだろう。市民と国家は本来一体のものであって、市民はもう少しこの問題に当事者意識があっているのではないか。どういうふうにも公共的な運動を組織していくのかと考えるなら、政府が基金の事務費の資金を出して、民間が拠出した償い金を渡すというこの基金のシステムは、戦後の国際法の秩序のもと、日本政府が守らなければならない様々な制約の中ではぎりぎりできる線だったのではないかと思います。⑧



小泉首相の再訪朝に対して、橋爪 大三郎・東京工業大学教授は、『論座』2004年7月号「国交正常化を目的にしてはならない」で「外交的、政治的に成功しなかった」と断じている。小泉首相が家族の帰国を優先させたことについて、(1) 家族の帰国を待望する世論にこたえ、政権の浮揚をはかる (2) 国交正常化交渉の「障害」を取り除く—の2つの理由をあげ、国交正常化は日本の国益になるのか、と疑問を投げかける。「国交正常化とは、要するに、北朝鮮への経済支援である」とする氏は、日本にとって重要課題ではないと断言する。国交正常化は「手段ではあっても、目標であってはならない」とし、核や拉致問題を解決するためにちらつかせるのはいいが、「北朝鮮のような核をもつ独裁国家に、日本への好意など期待すべきでない」「核をもつ独裁国家の存在自体が脅威である」とする。今後の外交立て直しについて、(1) 北朝鮮が核廃棄に応じないかぎり、国交正常化はありえないとはっきり態度を固める (2) 問題の10名をはじめ、拉致ではないかと疑われている安否不明者全員について、徹底解明を要求する (3) 世論の支持のもと、北朝鮮を制裁できるような法律を国会で成立させる—の3点を求め、さらに、アメリカと緊密に連携して核廃棄と脅威の除去を最大の目標として外交を進めるよう主張する。

In "Diplomatic Normalization Should Not Be the Goal," Tokyo Institute of Technology Professor Daisaburo Hashizume says that Prime Minister Jun'ichiro Koizumi's second visit to North Korea "succeeded neither diplomatically nor politically." Hashizume gives the following two reasons for why Koizumi put priority on returning to Japan with the family members of Japanese who had been abducted by North Korea: (1) He thought that responding to public opinion would give his administration a lift, and (2) doing so was a way of removing an obstacle to the normalization of diplomatic ties. Hashizume expresses doubts, however, as to whether normalization is in Japan's national interest. "Normalizing diplomatic relations essentially means giving economic assistance to North Korea," he states, dismissing the matter as one that is not important to Japan. He argues that normalization "can be a means, but it cannot be an end," saying that while it may be acceptable to dangle the possibility of normalization to resolve the nuclear issue and abduction problem, "Japan should not count on the goodwill of a nuclear-armed dictatorship like North Korea. . . . The existence of a nuclear-armed dictatorship is itself a threat."

Hashizume gives the following three suggestions for refashioning Japan's North Korea policy. (1) Japan should take the stern stance that there can be no normalization unless Pyongyang abandons its nuclear program. (2) Japan should demand a thorough and complete investigation of the fate of all suspected abductees, including the 10 at issue. (3) With the support of public opinion, legislation allowing Japan to place sanctions on North Korea should be enacted by the Diet. Hashizume goes on to say that the foremost goal of Japan's foreign policy should be to work closely with the United States toward eliminating North Korea's nuclear program and removing the threat it poses. ("Kokko seijoka o mokuuteki ni shite wa naranai," Ronza, July 2004.)

当然、日本人の慰安婦の方が多かったのに、まったく問題にされなかったのは、左翼の運動に適していなかったからだ。

被害者は朝鮮人の女性であつた方が増幅しながら、日本国に汚名を着せやすい。

そのとおりだ。そう言っってきたじゃないかわしは!

完全に職業として選んだ女もいれば「おしん」のように親と業者の間で売買されて、子供心にわけもわからず慰安婦にされた女もいただろう。

戦争は大規模な人権侵害です。何百万もの犠牲者の中で、なぜ「慰安婦」の問題だけをとり上げるのかという問題があります。



それって常識だったんだけど...

韓国に失礼なんだ!

さらに難しいのは、戦後の平和条約や国交正常化協定で解決されたという立場を、日本政府も韓国などの政府も取っていることです。



まったくその通り! それもわしが、何度も言い続けてきたことだよ!



もう一つは、当時の基準でおそらくやむをえなかったという時代感覚がある中で行なわれた行為を、今日我々が事後的に裁くことができるのか、特に刑事責任を追及できるのかという問題があります。



ただし朝鮮人の女性を売買した業者は、朝鮮人だった! これも事実として明白になっている。



日本初、"中華民国"ではない「台湾」の名前を冠して会を立ち上げた「栃木県日台親善協会」が主催する講演会で、先生が講師をします。歴史深い日光で、台湾認識を皮切りに、日本人が持つべき愛郷心そして自覚すべき「真の国益」について語る。今回「わいど」初登場の林建良さんのお話も聞ける予定。ぜひぜひ聞きに来てね。詳細は次ページの欄外をチェック。

「すべて強制だった」、つまり「強制連行(人さらい・拉致)」によって慰安婦にさせられた」という説が本当かどうか? が、もともと唯一の争点だったはずだ!

強制連行(人さらい)がなかったと主張するだけで、当時、わしがどれだけ大変だったか...!

事実として「慰安婦」と言われる問題は、どういふものだったのか。「強制」の要素が全くなかった、あるいはすべて強制だった、という極端な意見が誤りであることは、今日の段階ではこれまでの実証研究の積み重ねや裁判における事実認定を通じて明らかにされていると思います。



記事は6人のパネリストによるシンポジウムをまとめたものだが、まず冒頭から「慰安婦謝罪派」の東大教授 大沼保昭氏の発言が面白い。要約して紹介しよう。



だが今でも韓国では「民間の女性が日本軍に人さらいされて慰安婦にさせられた」と信じられている。吉田清治という詐話師の完全な作り話を日本の左翼運動家が韓国で流布させたせいだ...



あの時わしは完全に悪人扱いされて、それまでの読者も減らしながら、日本軍の名譽を守る言論戦をやりぬいた。



43の市民団体から抗議されて、テレビで1対5の対決まで行なったのだ!

- 日本共産党 山形県支部
- 日本共産党 秋田県支部
- 日本共産党 岩手県支部
- 日本共産党 宮城県支部
- 日本共産党 福島県支部
- 日本共産党 茨城県支部
- 日本共産党 栃木県支部
- 日本共産党 群馬県支部
- 日本共産党 埼玉県支部
- 日本共産党 千葉県支部
- 日本共産党 東京都支部
- 日本共産党 神奈川県支部
- 日本共産党 新潟県支部
- 日本共産党 富山県支部
- 日本共産党 石川県支部
- 日本共産党 福井県支部
- 日本共産党 山梨県支部
- 日本共産党 長野県支部
- 日本共産党 岐阜県支部
- 日本共産党 静岡県支部
- 日本共産党 愛知県支部
- 日本共産党 三重県支部
- 日本共産党 滋賀県支部
- 日本共産党 京都府支部
- 日本共産党 大阪府支部
- 日本共産党 兵庫県支部
- 日本共産党 奈良県支部
- 日本共産党 和歌山県支部
- 日本共産党 徳島県支部
- 日本共産党 香川県支部
- 日本共産党 高松市支部
- 日本共産党 愛媛県支部
- 日本共産党 高知県支部
- 日本共産党 福岡県支部
- 日本共産党 佐賀県支部
- 日本共産党 大分県支部
- 日本共産党 熊本県支部
- 日本共産党 鹿児島県支部
- 日本共産党 沖縄県支部



結局、今や
サヨクの立場でも、
少なくとも法的には
日本国が謝罪や
賠償をする根拠が
一切ないということは
認めているわけだ！

こんなことが
朝日新聞社の
「論座」に
載るのだ。
7年前、
『新ゴ宣言』
3、4巻の頃を
思うと
隔世の感である。

何しろ
『新ゴ宣言』3巻の時は、
「強制連行はなかった」と
主張しただけで、
単行本の帯に
「よりん命がけの論争」
「ゴ宣言史上最大の激闘」と
書かれたんだから。

大沼は、
「法的責任はなくても、
道義的には日本国に責任があり、
謝罪すべき」という立場である。
国家補償はだめでも、
半官半民の民間基金で、
「女性のためのアジア平和国民基金」を発案、
自ら呼びかけ人・理事になり、
村山政権のドサツサにまぎれて立ち上げた。



わしは慰安婦問題については、
法的にはもちろん、
道義的にも日本国には
謝罪の必要はないと考える。
すべては公娼制度があった頃の
極貧の時代環境のためであり、
今の価値観で断罪できない！

よほど
人のいい者らが
民間で元慰安婦を
支援しよう！
というのなら、
じゃまはしない。

このシンポにはもう一人
「アジア女性基金」の呼びかけ人、
理事を務めた者が
出席していた。
東大名誉教授の
和田春樹だ。
北朝鮮を地上の楽園と信じ、
「横田めぐみさんらが
拉致された根拠はない」
という発言を続け、批判を浴びた人物だ。



このシンポでも、
「北朝鮮に、
日本政府は平壤宣言の
経済協力にプラスして、
慰安婦への基金事業実施を
表明せよ」と、
性懲りもなく主張している。



さて、
この「アジア女性基金」は、
サヨクに
内ゲバを巻き起す
ことになった！



何が何でも日本国に
法的責任を認めさせ、
国家補償をさせようとする
強硬な左翼・サヨク市民
にとっては、この
「アジア女性基金」は
邪魔者である。
徹底的な
反対運動を
展開した！

大沼は
以前の仲間から
「政府の手先！
裏切者！」と
指弾されたらしい。
大沼は
このシンポで
その恨みを
吐露している。

市民運動の側では
「基金つぶし」という形の
運動が行なわれて、
メディアも大方は
それに走りました。

自己批判がなければ
将来の市民運動は
また同じ誤りを
繰り返すのではないか。

風圧の中、細々支給
「メデイア」とは
朝日新聞のこと
なのだが、
当然、これは
明言されない。

▲右から朝日新聞97年1月12日、7月19日、東京新聞1月13日

この「基金つぶし」運動の結果、
韓国では、
基金を受け取った
元慰安婦が、
あくまでも日本に
国家賠償を求める
立場の者に、
「殺す」などの脅迫まで
受けるという事態を
生んでいる！



慰安婦運動とは、
元慰安婦の救済など
念頭にない、
単なる「反日運動」
だったという
何よりの証明である。

日・韓の「反日分子が」
元慰安婦を
運動のために
利用していたのだ！



この面白いの、
シンポの出席者のうち、
荒井信一、上野千鶴子の二人が
他ならぬ「国家補償派」で、
「基金つぶし」の先頭を切った
人物なのだ。



※「アジア女性基金」は国民の寄付金4億8000万円を配るため設立されたが、天下り役人などのスタッフや事務所経費には5年間で20億円以上の税金が使われ、元慰安婦の申し立てだけでほとんど検証ナシで支給、二重支給なども行なわれていたというズサンなものだった。秦教授によると、和田春樹はこれを足がかりに天皇訪韓、日朝国交回復、国家賠償まで狙っていたようだが、すべて失敗した。

「この公開内ゲバに、もう一人の『基金派』の和田はほとんど参加していない。それもそのはずで、実は和田はもとも『国家補償派』で最初から基金を棄つ取るつもりで入っていたらしい。」

「そのために和田は、『国家補償派』が錦の御旗に掲げる吉見義明教授の理論と対立する秦郁彦教授の論文を、権限もないのに基金発行の論文集からボツにまでしている。このあたりの裏事情は秦教授が詳しい告発している。」

実を言うと、このシンポで最も注目すべきなのは、サヨクの内ゲバではない。

「失敗」と言うが、誰から見ても失敗なのか。

韓国の市民団体の指導者から吹き込まれて、「毒まんじゅう」と思い込まれた者もいる。韓国側の言うことがすべて正しく、負い目のある基金は反論すべきでない、というのは健全ではない。

「アジア女性基金」の「ダーティーマネー」を受け取った被害者に二次被害を与えた。

「上野や荒井のように『国家を屈服させ、国庫から、つまり国民の税金からのみ、賠償金を払わせろ!』と主張する者たちに比べ、少なくとも大沼は運動のためにやっているのではなく、元慰安婦への同情のためにやっている人だということはわかる。」

日本国が強制したなんて証拠はない。韓国の民間人がしたに決まっている。

基金の方はいろいろ難しいことをおっしゃいましたが、結局「日本国民は金を出せ」それから「一緒に謝ろう」という呼びかけだったんです。そして、謝るための証拠が一切ない、「強制された」なんて言っても、誰が強制したのか。

残りの二人のパネリスト、日下公人氏と橋爪大三郎氏である。

特に、慰安婦問題について、ずっと前から「法的にも道義的にも責任はない」と主張してきた日下氏が、こんなシンポに登場し、その発言が「論座」に載るなんて以前には考えられなかったのだ。

そしてシンポはサヨクの「公開内ゲバ」の様相を呈していく。

「アジア女性基金」の「ダーティーマネー」を受け取った被害者に二次被害を与えた。

「上野や荒井のように『国家を屈服させ、国庫から、つまり国民の税金からのみ、賠償金を払わせろ!』と主張する者たちに比べ、少なくとも大沼は運動のためにやっているのではなく、元慰安婦への同情のためにやっている人だということはわかる。」

上野や荒井のように「国家を屈服させ、国庫から、つまり国民の税金からのみ、賠償金を払わせろ!」と主張する者たちに比べ、少なくとも大沼は運動のためにやっているのではなく、元慰安婦への同情のためにやっている人だということはわかる。

上野は、国際法の先例にない「個人賠償権の確立」なんてことを言う。被害者一人一人が国家に賠償を請求できるようにしようというのだ。

二人とも日本に責任を認めさせ、国家賠償させるための法的根拠は「これから立法して作ればいい」というのだから恐ろしい。

これに対して大沼が反論する。お金がほしい人も大勢いたのに、支援団体が抑えつけた。そういう独善性を自己批判しない限り市民運動の将来はない。

荒井は「日本の戦争責任資料センター」の共同代表で、新たな立法で国家賠償させようという運動を続け、「現在、国会に野党二党の共同提案で『戦時性的強制被害者問題解決促進法案』が提出されています」と、その成果を報告する。

「おなかのすいたから食べ物ほしい」と言っている人に、毒まんじゅうを与えたようなもの。

ど…毒まんじゅうだつて!?

※吉見理論……慰安婦強制連行の証拠がないことを知りながらも国家の責任を追及する吉見義明・中央大教授が唱え出した説。慰安婦は「強制」されており(誰が強制したか、という「主語」は必ず隠す)、慰安所には設置・管理面で軍が関与していた(「強制」に軍が関与していたかは明らかにしない)。だから国に責任がある、とするもので、朝日新聞を始め、すべての「謝罪派」のバイブルとなっている。



それも前借金を返済すれば自由だから、娘には希望があり、親に育ててもらった恩返しをしているという誇りがあつた。

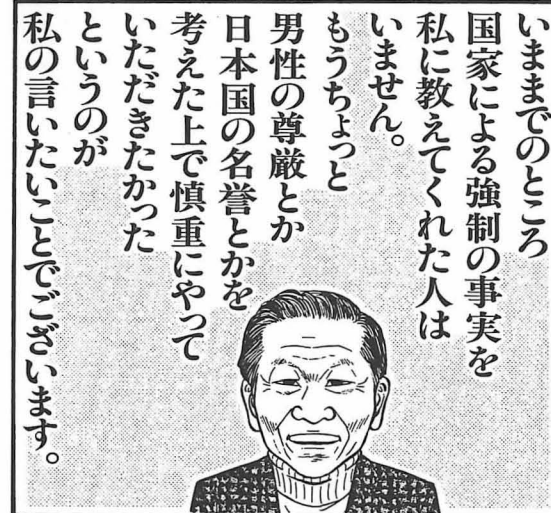
希望と誇りがあれば強制はそれほど必要ない。

返済は容易だったし、売春は違法ではなかった。

陸軍刑法は厳しく、秩序を保つていた。



日下氏は実に簡潔に問題の核心を述べていて、こう締めくくる。



いままでのところ国家による強制の事実を私に教えてくれた人はいません。もうちょっと男性の尊厳とか日本国の名誉とかを考えた上で慎重にやっていただきたかったというのが私の言いたいことでございます。



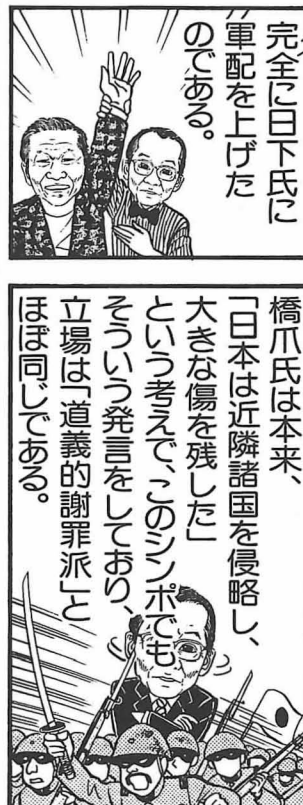
これに対し、日下氏が「軍による強制がない限り、法的責任は問えない」と答える応酬が続き、膠着状態になったところで、レフェリーの橋爪氏は、意外なほどたやすこう言った…



軍が占領地で支配したり管理したりしているのは当たり前で、売春以外のものもすべてそういうふう管理していたわけだから、慰安所でも管理していたんでしょう。



しかし問題は強制性ですね。「お前は売春をしろ」とか「慰安婦になりなさい」という形で軍あるいは国家の意思が直接関与したか。



橋爪氏は本来、「日本は近隣諸国を侵略し、大きな傷を残した」という考えで、このシンポでもそういう発言をしており、立場は「道義的謝罪派」とほぼ同じである。



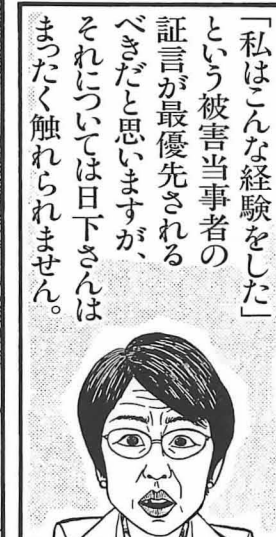
にもかかわらず、謝罪派が掲げ、朝日新聞が一面トップに使い、日本政府に謝罪させる原動力となつた「軍の関与」という「吉見理論」に全く説得力を感じなかったのだ!



実際、旧日本軍は慰安所の衛生面や、給与の保護に対してずいぶん良い関与をしていたのである。



上野千鶴子はいまだにこんな幼稚なことを言っている…



「私はこんな経験をした」という被害当事者の証言が最優先されるべきだと思いますが、それについては日下さんはまったく触れられません。



「証言」というものには「検証」が必要である。言つたものの勝ちだつたら、誰でも簡単に人を犯罪者に仕立てられる。東大教授つて、こんなこともわからないのだろうか?



だが、それに対する日下氏の答えがすごい。



ちゃんとわかつていて証言しているような賢い女性がいたのなら読みますからぜひ私の方に回してください。



これは、当時の軍が、どれほど規則でがんじがらめだったかといふことまでわかつている人の証言なら聞くと、いふ発言だが、誤解を与えかねないような答え方を平気でしている。

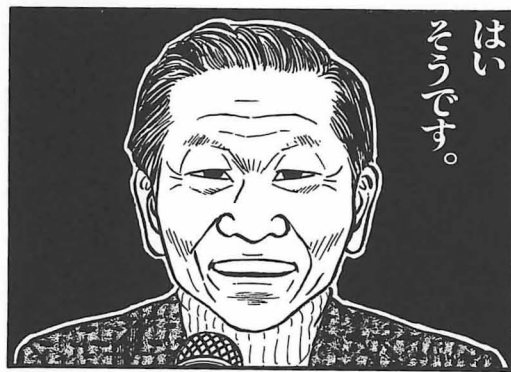
さらに上野は「自称・被害者・絶対真理教」で押し通し、日下氏とこんなやり取りをしている。

ご本人たちが「強制があった」とおっしゃっている事実をどのように受けとめられるのでしょうか。

ご本人が「自分で進んでやった」とはそれは言わないでしよう。「強制された」と言うでしょう。そう言わなければ自分の親戚全部に迷惑がかかりますからね。

いまのご発言はご本人がうそつきだとおっしゃったのと同じことになります。

それだけ申し上げておきます。



恐るべき日下氏の勇気！



正直、わしも7年前、慰安婦論争の時は泣きながら被害者であることを訴える元慰安婦を盾にして「被害者の証言を嘘というのか！おまえは鬼畜生か！」と脅迫してくるサヨク偽善者どものヒステリーが本当に恐ろしかった。



当時、彼らは「SAPIO」編集部に『「一宣」の連載を終了せよと要求し、言論の封殺を謀ってきたものだ。

「サヨク・マニスマン」の「慰安婦強制連行」への「SAPIO」誌上掲載を「SAPIO」誌上で掲載すること。教団と申し入れの全文を「SAPIO」第24・25・26・27・29号に掲載すること。『サヨク・マニスマン』の「慰安婦強制連行」への「SAPIO」誌上掲載を「SAPIO」誌上で掲載すること。教団と申し入れの全文を「SAPIO」第24・25・26・27・29号に掲載すること。

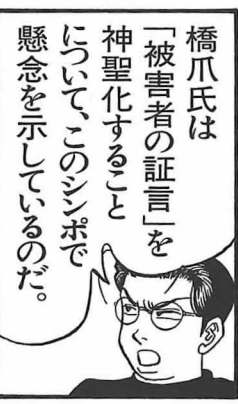
1996年11月20日

SAPIO

このシンポでも、上野は「この人は被害者をうそつき呼ばわりしている」と強調しようとしているが、それでも日下氏は全く動じない。



これは、なるほど！少女のうちに親から売られた女は、本当に自分を被害者だと思つていよう。



とにかく誰かが悪いはずなので、自分はそれを非難する側に回る、こういうこともまたきわめて容易なんですから、これが一体何かプラスをもたらしているのか。自分はいい人だと思えるというエゴイズムとそんなに区別がつかないような気がして、非常に難しい問題だというふうに思います。



結局、「日本に戦争責任あり」というレベルな人すら、慰安婦問題では説得できないという理論戦における決着が、明白になったのがこの記事である。

しかし、これを書いているわけにはいかない。いくら日本国内で理論戦に勝つたところで、国外における宣伝戦ではすでにサヨクが「慰安婦強制連行」のデマを定着させ、完全勝利を収めてしまっている。

なにしろサヨクどもは日本国の過去を悪にするには、親米、親連合国である。

旧・日本軍をナチスと同列の悪にでっち上げたアメリカの「東京裁判」史観を抱きしめて今も運動を続けている。

そして世界中に「慰安婦は奴隷制だった」というでたらめな説を普及させてしまった。

旧・日本軍＝悪という世界に蔓延する俗情と結託して、

サヨクは日本の名誉を汚し続け、



もはやサミットについて
「慰安婦問題」に関しては、
日本国内での理論戦に
敗れてしまっている。
もはやどうもいふふなのだ。



そう、わしにとっては
サヨクも親米保守も
よく似ている。
なぜか?

「ごーまんかまして
よかですか?」



彼らは新たな
「日本の戦争犯罪」を
でっち上げ、
次の宣伝戦を展開する。

それが旧・日本軍の
「遺棄毒ガス」だ。



サミットは「反米」の言葉を言いが、
その裏で「サミット」は
アメリカを始めとする
かつての戦勝国(中国・韓国も含む)
の忠犬であり、
何度でも「東京裁判」の拡大再生産を続け、
アメリカの占領政策が永久に続くよう
尽力しているだけのボチなのだ。



アメリカに
復讐する気が
ない点では、
サヨクも
親米保守も
同じなのだ!



享月

四

新刊

月号

2004年(平成16年)1月14日

水曜日

おまけ

「論座」2月号でシンポ報告

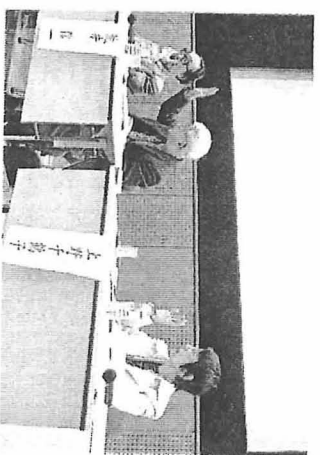
多様な論点浮き彫り

「慰安婦」問題再考

上野氏は、国家賠償を
求めているのに「被害者
に差し出されたものは、
要求したものと違つても
のだった」と「ねじれ」
を指摘。そして国家間で
はなく、被害者個人が国
に対して「個人賠償権」
を求める動きに、「新し
い国際法上の法理を開
く」と期待した。

日下氏は「慰安婦」問
題自体について「国家に
よる強制の事実を私に教
えてくれた人はいませ
ん」と批判した。

橋爪氏は「基金」につ
いて「戦後の国際法の秩
序のもと、日本政府が守
らなければならない様々
な制約の中ではきりぎり
できる線だったのでは
ないか」と締めくくった。



東京工業大学JCTプロ
シエント実行委員会朝
日カルチャーセンターの
主催。パネリストは大沼
まで「日本政府による国
民の夢金による「償
い事業」に対して、これ
は「償い事業」を支持する立場、批判する立
場、「日本国家による慰安婦の強制」自体を疑
問視する立場、と様々な人々が討論した。二写
真。「論座」2月号で報告されている。

90年代後半、日本政治の焦点のひとつだった
のが「従軍慰安婦」問題だ。昨年暮れ、東京都
内でシンポジウム「『慰安婦』問題再考」が開
かれ、「女性のためのアジア平和国民基金」に
よる「償い事業」を支持する立場、批判する立
場、「日本国家による慰安婦の強制」自体を疑
問視する立場、と様々な人々が討論した。二写
真。「論座」2月号で報告されている。

上野氏は、国家賠償を
求めているのに「被害者
に差し出されたものは、
要求したものと違つても
のだった」と「ねじれ」
を指摘。そして国家間で
はなく、被害者個人が国
に対して「個人賠償権」
を求める動きに、「新し
い国際法上の法理を開
く」と期待した。

橋爪氏は「基金」につ
いて「戦後の国際法の秩
序のもと、日本政府が守
らなければならない様々
な制約の中ではきりぎり
できる線だったのでは
ないか」と締めくくった。